

## 大分県高効率給湯器導入事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、高効率給湯器の導入の支援を通じ、2050年カーボンニュートラル実現に向けた二酸化炭素の削減の取組を推進するため、高効率給湯器を県内に設置しようとする者が事業を実施するのに要する経費に対し、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助対象設備及び補助対象経費等)

第2条 この補助金の交付の対象となる設備及び補助率等は、別表1のとおりとする。

2 この補助金の交付の対象となる経費は、別表2のとおりとする。

### (補助金の交付申請)

第3条 規則第3条第1項による申請は、補助金交付申請書（民間事業者においては第1号様式の1、個人においては第1号様式の2）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(民間事業者においては第2号様式の1、個人においては第2号様式の2)

(2) 収支予算書（第3号様式）

(3) 誓約書（第4号様式）

(4) その他知事が必要と認める書類

2 規則第3条第3項の規定により、申請書もしくは添付書類に記載すべき事項又は添付すべき書類のうち省略することのできるものは、同条第2項第2号及び第6号に掲げる事項とする。

3 第1項の規定による申請書を提出するにあたって、事業実施主体について、当該補助金に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税等額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

### (補助条件)

第4条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をする場合は、補助事業変更承認申請書（民間事業者においては第5号様式の1、個人においては第5号様式の2）を知事に提出し、その承認を受けること。ただし、補助金の額の減額であり、価格競争（入札等）を行った結果で、内容に一切の変更がない場合は軽微な変更の範囲に含まれる。この場合にあつては、実績報告に併せて変更の承認を申請すること。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

(4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。

(5) 暴力団員（暴力団員による不要な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であつてはならぬ

いこと。

- (6) この補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）は、知事の承認を受けずに、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
  - (7) 財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備し、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過するまで保管すること。あわせて、財産は、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ること。また、知事が必要と認めた場合は、取得後の利用状況を報告すること。
  - (8) 財産のうち、一件当たりの取得価格が50万円以上のものを処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、大蔵省令に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
  - (9) 知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
  - (10) 第3条第3項ただし書の規定により補助金の交付申請をした場合は、第9条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。
  - (11) 第3条第3項ただし書の規定により補助金の交付申請をした場合は、第10条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額（前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書（第6号様式）により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。
  - (12) その他、規則及びこの要綱の定めに従うこと。
- 2 規則第5条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次のとおりとする。
- (1) 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更
  - (2) 補助対象経費の20パーセント以内の増減

（補助金の交付決定の通知）

第5条 規則第6条の規定による通知は、補助金交付決定通知書（第7号様式）により行うものとする。

（申請の取下げのできる期間）

第6条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、補助金交付決定通知書を受理した日から起算して15日を経過した日までとする。

（補助金の交付方法）

第7条 この補助金は、精算払の方法により交付する。ただし、知事が必要と認める場合は、概算払の方法により交付することができる。

（補助金の交付請求）

第8条 補助金の交付決定通知を受けたものが、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書（民間事業者においては第8号様式の1、個人においては第8号様式の2）

を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第12条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書（民間事業者においては第9号様式の1、個人においては第9号様式の2）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、事業完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の1月末日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

(1) 事業実績書

（民間事業者においては第10号様式の1、個人においては第10号様式の2）

(2) 収支精算書（第11号様式）

(3) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定通知)

第10条 規則第13条の規定による通知は、補助金の額の確定通知書（第12号様式）により行うものとする。

(補助事業終了後の状況報告)

第11条 知事は、必要と認めるときは、補助金の交付決定を受けた交付金事業者に対して、補助事業終了後の状況について、報告をさせ又は検査を行うことができる。

(書類の提出部数等)

第12条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は1部とし、その様式及び提出期限は、この要綱の本則に定めるもののほか、別に知事が定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和5年度の補正予算に係る大分県高効率給湯器導入事業費補助金から適用する。

附 則

改正後の要綱は、令和6年度の予算に係る大分県高効率給湯器導入事業費補助金から適用する。

附 則

改正後の要綱は、令和8年度の予算に係る大分県高効率給湯器導入事業費補助金から適用する。

別表1（第2条関係）

補助対象設備等	ヒートポンプ給湯機（エコキュート）、電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機（ハイブリッド給湯機）	家庭用燃料電池（エネファーム）
事業実施主体	民間事業者（おおいたグリーン事業者（脱炭素部門及びサステナビリティ・リンク・ローン部門）に限る） 個人	個人
補助率等	補助対象経費の1/2 ※上限15万円	補助対象経費の1/2 ※上限15万円
補助要件	従来の給湯機器等に対して30%以上の省CO2効果が得られるもの。	a 一般社団法人燃料電池普及促進協会（FCA）が公表する登録機器リストに登録されている製品であること。 b 既存の家庭用燃料電池の更新でないこと。

別表2（第2条関係）

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費（直接工事費）	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。 また、本工事に要する副資材等も含む。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を参考として、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用）、 ②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料）、 ③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）） ④負担金（事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費）

	(間接工事費)	共通仮設費	<p>事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。</p> <p>①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用、</p> <p>②準備、後片付け整地等に要する費用、</p> <p>③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用、</p> <p>④技術管理に要する費用、</p> <p>⑤交通の管理、安全施設に要する費用</p>
		現場管理費	<p>事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。</p>
		一般管理費	<p>事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。</p>
	付帯工事費		<p>本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。</p>
	機械器具費		<p>事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。</p>
	測量及試験費		<p>事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。</p>
設備費	設備費		<p>事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。</p> <p>※ただし、本工事に含む場合は「材料費等」に計上。</p>

第1号様式の1（第3条関係）

大分県高効率給湯器導入事業費補助金交付申請書  
【民間事業者用】

年 月 日

大分県知事 殿

申請者

住所（郵便番号 - ）

名称

代表者（役職・氏名）

担当者（所属・氏名）

担当者電話番号

担当者メールアドレス

年度において、下記のとおり大分県高効率給湯器導入事業を実施したいので、大分県高効率給湯器導入事業費補助金交付要綱第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 交付申請額（千円未満切り捨て） 円
- 3 事業完了予定日 年 月 日
- 4 添付書類
  - (1) 事業計画書（第2号様式の1）
  - (2) 収支予算書（第3号様式）
  - (3) 誓約書（第4号様式）
  - (4) 県税の滞納がないことを証する納税証明（発行後、3ヶ月以内のもの。写し可。）
  - (5) 申請者の確認書類
    - ・法人登記簿写し（個人事業主の場合は営業許可証・開業届書・確定申告書の写し等）
  - (6) 交付申請額の根拠となるもの（2社以上の見積書の写し等）
  - (7) 既存設備関係書類（新設を除く）
    - ・既存設備の仕様が分かる書類（カタログ等）
    - ・既存設備の写真（型番がわかるもの）
  - (8) 導入予定設備関係書類
    - ・導入予定設備の仕様が分かる書類（カタログ等）
    - ・機器配置図
  - (9) 位置図（設置場所への案内図）
  - (10) 二酸化炭素排出量削減効果計算書（エネファームを除く）
  - (11) おおいたグリーン事業者認証制度認証書又は申請書の写し及び更新を約する書類
  - (12) （代理人が申請する場合）委任状
  - (13) その他知事が必要と認める書類

第1号様式の2（第3条関係）

大分県高効率給湯器導入事業費補助金交付申請書  
【個人用】

年 月 日

大分県知事 殿

申請者

住所（郵便番号 - ）

氏名

電話番号

メールアドレス

年度において、下記のとおり大分県高効率給湯器導入事業を実施したいので、大分県高効率給湯器導入事業費補助金交付要綱第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 交付申請額（千円未満切り捨て） 円

3 事業完了予定日 年 月 日

4 添付書類

- (1) 事業計画書（第2号様式の2）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 誓約書（第4号様式）
- (4) 県税の滞納がないことを証する納税証明（発行後、3ヶ月以内のもの。写し可。）
- (5) 申請者の確認書類  
（運転免許証の写し、住民票の写し等）
- (6) 交付申請額の根拠となるもの（2社以上の見積書の写し等）
- (7) 既存設備関係書類（新設を除く）
  - ・既存設備の仕様が分かる書類（カタログ等）
  - ・既存設備の写真（型番がわかるもの）
- (8) 導入予定設備関係書類
  - ・導入予定設備の仕様が分かる書類（カタログ等）
  - ・機器配置図
- (9) 位置図（設置場所への案内図）
- (10) 二酸化炭素排出量削減効果計算書（エネファームを除く）
- (11) （代理人が申請する場合）委任状
- (12) その他知事が必要と認める書類





第3号様式（第3条関係）

収支予算書

収入の部

※税抜き（単位：円）

区 分	予算額	備 考
補助金		
自己資金		
その他		
計		

支出の部

※税抜き（単位：円）

区 分	予算額	備 考
補助対象経費		
計		

## 誓約書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、大分県知事が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が、大分県知事と行う他の契約等における確認に利用することに同意します。

### 記

- 1 自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。
  - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 暴力団員が役員となっている事業者
  - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
  - (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
  - (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
  - (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
  - (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

大分県知事

殿

〔法人、団体にあつては事務所所在地〕

住 所

〔法人、団体にあつては名称代表者職氏名〕

(ふりがな)

氏 名

生年月日（大正・昭和・平成） 年 月 日（男・女）

法人、団体の場合は代表者住所

第5号様式の1（第4条関係）

大分県高効率給湯器導入事業変更承認申請書  
【民間事業者用】

年 月 日

大分県知事 殿

申請者  
住所  
名称  
代表者（役職・氏名）  
担当者（所属・氏名）  
担当者電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった大分県高効率給湯器導入事業について、下記のとおり変更したいので、承認されるよう大分県高効率給湯器導入事業費補助金交付要綱第4条第1項第1号の規定により申請します。

記

1 変更交付申請額	金	円
既交付決定額	金	円
変更による増減額	金	円

2 変更の理由

3 添付書類（変更のあった書類のみ添付すること）

- (1) 事業計画書（第2号様式の1）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 交付申請額の参考となるもの（見積書の写し等）
- (4) 既存設備関係書類（新設を除く）
  - ・既存設備の仕様が分かる書類（カタログ等）
  - ・既存設備の写真（型番がわかるもの）
- (5) 導入予定設備関係書類
  - ・導入予定設備の仕様が分かる書類（カタログ等）
  - ・機器配置図
- (6) 位置図（設置場所への案内図）
- (7) 二酸化炭素排出量削減効果計算書（エネファームを除く）
- (8) おおいたグリーン事業者認証制度認証書又は申請書の写し及び更新を約する書類
- (9) その他知事が必要と認める書類

（備考）添付書類の作成は変更前と変更後が比較対照できるよう、変更部分を二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記載することを基本とする

第5号様式の2（第4条関係）

大分県高効率給湯器導入事業変更承認申請書  
【個人用】

年 月 日

大分県知事 殿

申請者  
住所  
氏名  
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった大分県高効率給湯器導入事業について、下記のとおり変更したいので、承認されるよう大分県高効率給湯器導入事業費補助金交付要綱第4条第1項第1号の規定により申請します。

記

1 変更交付申請額	金	円
既交付決定額	金	円
変更による増減額	金	円

2 変更の理由

3 添付書類（変更した書類のみ添付し申請すること）

- (1) 事業計画書（第2号様式の2）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 交付申請額の参考となるもの（見積書の写し等）
- (4) 既存設備関係書類（新設を除く）
  - ・既存設備の仕様が分かる書類（カタログ等）
  - ・既存設備の写真（型番がわかるもの）
- (5) 導入予定設備関係書類
  - ・導入予定設備の仕様が分かる書類（カタログ等）
  - ・機器配置図
- (6) 位置図（設置場所への案内図）
- (7) 二酸化炭素排出量削減効果計算書（エネファームを除く）
- (8) その他知事が必要と認める書類

（備考）添付書類の作成は変更前と変更後が比較対照できるよう、変更部分を二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記載することを基本とする

第6号様式（第4条関係）

大分県高効率給湯器導入事業費補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書

年 月 日

大分県知事 殿

申請者  
住所  
名称  
代表者（役職・氏名）  
担当者（所属・氏名）  
担当者電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった大分県高効率給湯器導入事業費補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したので、大分県高効率給湯器導入事業費補助金交付要綱第4条第1項第11号の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の額の確定額  
（ 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額）  
金 円
- 2 補助金の額の確定時に減額した消費税等仕入控除税額  
金 円
- 3 消費税等の申告により確定した消費税等仕入控除税額  
金 円
- 4 補助金返還相当額（3－2）  
金 円
- 5 その他  
（1）別紙及び積算内訳を添付すること。（任意の様式可）  
（2）消費税確定申告の写し及びその添付書類（補助金に係るもの）を添付すること。

別紙

年度大分県高効率給湯器導入事業費補助金に係る  
消費税等仕入控除税額集計表

仕入に係る消費税額及び地方消費税額 (A)	補助率 (B)	仕入に係る消費税等仕入控除税額 (A×B)	備考

- (注) 1 「仕入に係る消費税額及び地方消費税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法の規定により、仕入に係る消費税額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記載すること。
- 2 「仕入に係る消費税等仕入控除税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法の規定により、仕入に係る消費税額として控除できる金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額を記載すること。

第7号様式（第5条関係）

大分県高効率給湯器導入事業費補助金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

殿

大分県知事

年 月 日付で交付申請のあった大分県高効率給湯器導入事業費補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、大分県高効率給湯器導入事業費補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

- 1 補助対象経費 金 円
- 2 補助金の交付決定額 金 円

3 補助条件

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をする場合は、補助事業変更承認申請書（民間事業者においては第5号様式の1、個人においては第5号様式の2）を知事に提出し、その承認を受けること。ただし、補助金の額の減額であり、価格競争（入札等）を行った結果で、内容に一切の変更がない場合は軽微な変更の範囲に含まれる。この場合にあつては、実績報告に併せて変更の承認を申請すること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (5) 暴力団員（暴力団員による不要な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であつてはならないこと。
- (6) この補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）は、知事の承認を受けないで、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
- (7) 財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備し、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過するまで保管すること。あわせて、財産は、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ること。また、知事が必要と認めた場合は、取得後の利用状況を報告すること。

- (8) 財産のうち、一件当たりの取得価格が50万円以上のものを処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、大蔵省令に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
- (9) 知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (10) 第3条第3項ただし書の規定により補助金の交付申請をした場合は、第9条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。
- (11) 第3条第3項ただし書の規定により補助金の交付申請をした場合は、第10条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額(前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書(第6号様式)により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。
- (12) その他、大分県補助金等交付規則(以下、「規則」という)及びこの要綱の定めに従うこと。
- (13) 規則第5条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更の範囲は、次のとおりとする。
- ア 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更
  - イ 補助対象経費の20パーセント以内の増減

(備考)

要綱第4条第1項第1号の規定による補助事業変更承認申請書(民間事業者においては第5号様式の1、個人においては第5号様式の2)に基づき変更交付決定をする場合は、この様式中「交付決定通知書」を「変更交付決定通知書」に、「交付申請」を「変更承認申請」に、「交付」を「変更交付」にそれぞれ読み替えるものとし、記の1及び2については、変更前をかつこ書きで上段に記載すること。

第8号様式の1（第8条関係）

大分県高効率給湯器導入事業費補助金交付請求書  
【民間事業者用】

年 月 日

大分県知事 殿

申請者

住所（申請者の所在地）  
名称（申請者の名称）  
氏名（申請者の代表者の氏名）  
担当者（所属・氏名）  
担当者電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった大分県高効率給湯器導入事業費補助金について、（ 精算払 ・ 概算払 ）の方法により交付されるよう、大分県高効率給湯器導入事業費補助金交付要綱第8条の規定により請求します。

記

補助金交付決定額	既受領額	今回請求額	残額
円	円	円	円

振込先

金融機関名	
支店名	
口座種別	普通 ・ 当座
口座番号	
<フリガナ>	
口座名義人	

第8号様式の2（第8条関係）

大分県高効率給湯器導入事業費補助金交付請求書  
【個人用】

年 月 日

大分県知事 殿

申請者  
住所  
氏名  
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった大分県高効率給湯器導入事業費補助金について、（ 精算払 ・ 概算払 ）の方法により交付されるよう、大分県高効率給湯器導入事業費補助金交付要綱第8条の規定により請求します。

記

補助金交付決定額	既 受 領 額	今 回 請 求 額	残 額
円	円	円	円

振込先

金融機関名	
支店名	
口座種別	普通 ・ 当座
口座番号	
<フリガナ>	
口座名義人	

第9号様式の1（第9条関係）

大分県高効率給湯器導入事業実績報告書  
【民間事業者用】

年 月 日

大分県知事 殿

申請者  
住所  
名称  
代表者（役職・氏名）  
担当者（所属・氏名）  
担当者電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった大分県高効率給湯器導入事業について、下記のとおり事業を実施したので、大分県高効率給湯器導入事業費補助金交付要綱第9条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

記

1. 事業の成果
2. 事業完了日
3. 添付書類
  - (1) 事業実績書（第10号様式の1）
  - (2) 収支精算書（第11号様式）
  - (3) 領収書又は請求書の写し
  - (4) 完成写真（施工後のカラー写真）
  - (5) （申請書を提出した場合）おおいたグリーン事業者認証書の写し
  - (6) その他知事が必要と認める書類

第9号様式の2（第9条関係）

大分県高効率給湯器導入事業実績報告書  
【個人用】

年 月 日

大分県知事 殿

申請者  
住所  
氏名  
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった大分県高効率給湯器導入事業について、下記のとおり事業を実施したので、大分県高効率給湯器導入事業費補助金交付要綱第9条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

記

1. 事業の成果
2. 事業完了日
3. 添付書類
  - (1) 事業実績書（第10号様式の2）
  - (2) 収支精算書（第11号様式）
  - (3) 領収書又は請求書の写し
  - (4) 完成写真（施工後のカラー写真）
  - (5) その他知事が必要と認める書類





第11号様式（第9条関係）

収支精算書

収入の部

※税抜き（単位：円）

区 分	精算額	予算額	備 考
補助金			
自己資金			
その他			
計			

支出の部

※税抜き（単位：円）

区 分	精算額	予算額	備 考
補助対象経費			
計			

第12号様式（第10条関係）

大分県高効率給湯器導入事業費補助金の額の確定通知書

第 号  
年 月 日

殿

大分県知事

年 月 日付けで提出のあった 年度大分県高効率給湯器導入事業実績報告書  
に基づき、 年 月 日付け 第 号による交付決定通知に係る補助金の額  
円については、金 円に確定したので、大分県高効率給湯器導入事業費補  
助金交付要綱第10条の規定により通知します。